



ペリージョンソン レジストラー

登録の移転手順

この手順書は、認定された認証を **PJR** に移転する場合の方法を定めたものである。

1 一般

- 1.1 目的：この文書は、顧客が他の認証機関から認定を受けたマネジメントシステムの認証を **PJR** に移転する場合の取り扱いと方法について規定する。
- 1.2 適用範囲： **PRO-1ts** でカバーされる **IATF 16949** を除く、現在、**PJR** により審査が行われているすべての規格を対象とする。

2 参考文献

- 2.1 ISO/IEC 17021: 最新版
- 2.2 PRO-1シリーズ『認証手順』
- 2.3 認定されたマネジメントシステム認証の移転のためのIAF基準文書 (IAF MD 2)
- 2.4 ISO/IEC 17065 最新版
- 2.5 PRO-01.17065 認証手順

3 責任および権限

- 3.1 プログラムおよび認定マネージャーは、以下に示された手順により、顧客の認定された認証が **PJR** に移転されることを確認する責任がある。

4 移転手順

- 4.1 **適格性**：IAF または地域の **MLA** に、レベル3ならびに適切な場合はレベル4およびレベル5で加盟している認定機関の認定に含まれる認証のみを移転の対象としなければならない。IAFウェブサイト https://www.iaf.nu/articles/IAF_MEMBERS_SIGNATORIES/4 を参照すること。
- 4.1.1 そのような認定に含まれていない認証を保有する組織は、新たな顧客として扱わなければならない。
- 4.1.2 一時停止されている認証は、移転の対象とはならない。
- 4.1.3 認証業務を中止した、または認定が失効、一時停止もしくは取り消された認証機関によって授与された認証の場合は、その認証の移転は、6カ月以内または認証が失効する日のいずれか早い日までに完了しなければならない。
- 4.1.3.1 そのような場合、**PJR** は、認証を移転する前に、その認定機関による認定の下で、認証を発行しようとしている認定機関に通知しなければならない。
- 4.2 移転を希望する顧客は、必要な申請書類すべてに記入し、現行の登録証の写しを提出する必要がある。
- 4.3 営業担当者は必要なすべての申請書類および登録証を入手次第、見積作成のため、これらの書類をセールスコーディネーター (**SC**) に提出する。**TS** またはその指名を受けた者は顧客の認証されている活動が**PJR**の適用範囲内であるか、また現在の登録証が認定された認証機関により発行されたものであるかを確認する責任がある。
- 4.4 顧客が契約書に署名をしたのち、営業担当者は**F-144**「認証移転書類のご提出について」に従って、移転前のレビューのために書類を入手する必要がある。
- 4.5 カスタマーリレーションズ コーディネーター (**CR**) は、**F-144** で述べた文書一式がそろったことを確認したのち、移転前のレビューを行う力量のある者のために、**SharePoint** (日本では **PJデスク**) にそれらの文書をアップロードする。力量のあるレビュー担当者は、発行元認証機関と連絡を取り、登録証の妥当性、過去の審査での不適合の状況、審査周期中に行った審査の数と種類、発行元 **CB** の審査プログラムの詳細 (必要がある場合) について確認し、移転希望者についての **PJR** の移転計画を伝

えなければならない。その際、**F-104** にある電子メールの文言のテンプレートを使用しなければならない。この連絡についての日時を押印した証拠を、顧客の移転書類とともに保存しなければならない。

4.5.1 発行元 **CB** が **PJR** の質問事項に回答できない場合、もしくは移転する顧客の認証を理由なく一時停止／取り消す場合は、発行元 **CB** を認定する認定機関に連絡を取らなければならない。

4.6 テクニカルレビュー担当者は、**F-104**（審査員による文書の見直し結果報告書（トランスファー文書審査用））にテクニカルレビューの結果を文書化する。取得情報に基づき、レビュー担当者は、認証サイクルの残り部分の審査プログラムを **PJView**（日本は **F-104**）に作成しなければならない。発行元 **CB** により規定された既存プログラムに対する調整は、正当化理由を付し、記録することが望ましい。

4.7 テクニカルレビューが終了し、推薦が行われたのち、判定委員がそのレビューの結果および推薦をレビューする。レビュー担当者が審査プログラムを作成していない場合は、判定委員がそれを作成しなければならない。

4.8 顧客の移転に移転前の訪問は必要ないと決定された場合、登録証はこの時点で発行される。この登録証の適用範囲と有効期限は、適用範囲の表明に問題がない限り、組織が有する既存の登録証と同一である。

4.9 例えば未解決の不適合がある、あるいは適用範囲に懸念があるなど、移転前の訪問が必要な場合、カスタマーリレーションズコーディネーター（**CR**）は、移転前の文書レビューが **EC/RR** により承認された後に、移転前の訪問スケジュールを設定する権限を持つ。この状況においては、移転前のレビューおよび移転前の訪問の両方が判定委員会の承認を受けている場合のみ、登録証が発行される。発行された登録証の適用範囲と有効期限は、適用範囲の表明に問題がない限り、組織が有する既存の登録証と同一である。

4.10 移転前の文書レビューまたは移転前の訪問のいずれかによって移転の完了を妨げる問題が特定された場合、当該の顧客を新たな顧客として扱わなければならない。この決定は **F-104** 上で文書化され、電子メールで顧客に通知される。この電子メールのコピーを、移転ファイルとともに保管する。既存の契約内容を修正するため、営業、**SC**、**CR**、**TS**にも、通知しなければならない。

4.11 **F-104**をはじめとする移転文書は、移転後の最初の実地審査を行う **PJR** 審査員が利用できるように、**SharePoint**（または同等のもの）にアップロードされなければならない。過去の不適合終結についての検証は、審査員によって文書化されなければならない。

4.12 審査ロジスティクスマネージャーまたはその指名を受けた者（日本では **APA**）は、**PJR** 名義の登録証が発行された後で、置き換えられた登録証に正しい処置をとれるように発行元認証機関に連絡する責任を負う。

5 RIOS 顧客

5.1 **ANAB** が **PJR** の **RIOS** 認定を取り消す必要がある場合は、**ANAB** は **ISC** とともに影響を受ける **RIOS** 企業に認定を受けた **RIOS** 認証機関への移転に関するガイダンスを提供する。

6 AQMS 認証移転

- 6.1 航空宇宙の移転の場合、申請者は、PJR が OASIS のレベル II データにアクセスできるようにしなければならない。
- 6.2 既存の登録証を管理する認証機関に是正処置の解決および容認を待つ文書化された不適合がある場合は、現行の認証機関がその活動をやめているか、是正処置の解決を行うことができない場合を除き、登録証を移転することはできない。是正処置が解決していない場合、新しい認証機関は登録証の発行以前に是正処置が解決されていることを確実にしなければならない。
- 6.3 レビュー担当者は、現行の発行元 CB と OASIS のフィードバックチケットを開始し、登録証の妥当性、過去の審査での不適合の状況、審査周期中に行った審査の数と種類、発行元 CB の審査プログラムの詳細（必要がある場合）、について確認し、移転希望者についての PJR の移転計画を伝えなければならない。その際、F-104 にある文言をテンプレートとして使用しなければならない。OASIS のフィードバックについての文書化した証拠を、顧客の移転書類と共に保存しなければならない。
- 6.4 翌12カ月以内に有効期限が切れる既存の登録証の移転には、ステージ1 およびステージ2 移転特別審査、その後に再認証審査が必要となる。ステージ1 およびステージ2 審査が行われる場合でも、顧客の既存の登録証の妥当性は、ステージ1 以前に、移転プロセスおよび F-104「審査員による文書の見直し結果報告書（トランスファー文書審査用）」の完成により確認されなければならない。ステージ1/ステージ2審査員/審査チームのために、フォローアップに関する指導メモを文書化してもよい。F-104 は、F-108as 同様、審査計画へのインプットとならなければならない。
- 6.5 翌12カ月以内に有効期限が切れない既存の登録証に関しても、F-104「審査員による文書の見直し結果報告書（トランスファー文書審査用）」が完成される。オンサイト移転審査の審査員/審査チームのために、フォローアップに関する指導メモを文書化してもよい。F-104 は、F-108as のデータ同様、審査計画へのインプットとならなければならない。PJR は、登録証の発行以前に、移転される登録証の妥当性を確認するために、AEA に特別実地審査を実施させなければならない。特別な実地審査は、顧客の通常実施されるサーベイランス審査と連続して行うことはできない。
- 6.6 すべての重大および軽微な不適合に対し、封じ込め措置がとられ、十分に修正され、根本原因分析が完了し、是正処置が実施され、PJRによりレビュー、容認および検証がなされない限り、新しい登録証を発行してはならない。不適合の解消に90日より長くかかる場合は、既存の登録証の移転は認められない。是正処置のレビュー／検証は、指摘事項が文書関連である以外は実地で行われる。
- 6.7 PJR が移転登録証を発行すると、OASIS から登録証を削除できるように発行元 CB に対して自動的に通知が送信される。

7 力量

- 7.1 移転前のレビューおよび移転前の訪問（必要な場合）を行う者は、当該規格における主任審査員であるか、AQMS の場合は当該力量のモジュールを完了していなければならない。移転前のレビューのために、必ずしも当該専門分野の力量が必要なわけではないが、移転前に訪問する個人またはチームは、関連する専門分野について力量をもつ必要がある。他の技術的な決定を行う場合と同様に、判定担当者は、当該規格における主任審査員でなければならない。